

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十七号（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ及び同項第百二十号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百二十号金額の欄イ及び同項第百二十二号金額の欄イ」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改める。